

仕 様 書

1. 件 名
令和7年度公用自動車任意保険契約
2. 保険の保証内容
 - (1) 対人賠償保険 無制限
 - (2) 対物賠償保険 無制限(免責なし)
 - (3) 人身傷害補償保険 (3000万)
3. 保険内容その他の条件
 - (1) 対人・対物とも和解(示談)代行付きであること。
 - (2) 事故の報告があったときは事故現場に急行し、運転手等に必要な指示を与えるなど初期対応ができること。また、休日・夜間にも事故報告の受付を行うこととし、原則として前述の対応ができること。
 - (3) 本庁舎から半径30km圏内に支店・代理店等が所在し、前述(2)の対応ができること。(特に人身事故については、急を要する必要がある為)
 - (4) 業務遂行責任者は、毎月1回、事故処理について財産管理課と協議をすること。
 - (5) 和解は、本市と協議の上作成すること。
4. 保険契約期間
令和7年4月1日午後4時から令和8年4月1日午後4時まで
5. 保険契約台数 384台 (別紙一覧) ※契約は予算所管課ごと
6. 保険料の支払い
保険契約時に年額一括払いとする。
7. 特記事項
久留米市は、5の契約車両(ただし、リース車を除く。)が4の保険期間中に必要となる自動車損害賠償責任保険(令和7年5月から令和8年4月の間に保険期間が満了するもののうち、更新加入するものに限る。)について、この保険契約者(又は契約者が指定する代理店等)と随意契約を行うものとする。ただし、その際に発生する保険料については、その都度支払うこととする。
8. その他特約事項

久留米市と締結する市有自動車の自動車保険契約(以下「自動車保険契約」という)に関して、保険会社の保険契約約款、保険証券に定めのない事項については次のとおりとする。

- (1) 事故処理の対応
 - ① 事故の報告があったときは、事故現場に急行の上、久留米市の運転手等に必要な指示を与えること。
 - ② 乙は、休日・夜間にも事故報告の受付を行うこととし、原則として前項に規定する対応を行うこと。
- (2) 業務遂行責任者
保険会社は前号に規定する業務の管理を行う業務遂行責任者を定め、その氏名その他必要な事項を久留米市に通知すること。業務遂行責任者を変更したときも同様とする。
- (3) 事故防止サービス
保険会社は、久留米市が甲が行う次の事業について協力を行うこと。
 - ① 久留米市職員の交通安全講習会の講師派遣 年2回。時期については協議するものとする。
 - ② 久留米市の交通安全啓発運動
- (4) 報告
保険会社は、事故処理にあたっては次によるものとする。
 - ① 事故発生連絡を受けた後、遅滞なく事実を調査し久留米市に報告すること。
 - ② 事故処理が長期にわたる場合において、相手との交渉に変化があり次第、甲に文書にてその経過について報告すること。
 - ③ 事故処理が終了次第、交渉の経過を遺漏なく文書にて甲に報告すること。
- (5) 和解
保険会社は和解にあたっては、次によること。
 - ① 和解金の過失割合の決定にあたっては、事前に久留米市と協議すること。
 - ② ②和解の成立にあたっては、事前に久留米市と協議すること。
- (6) 保険金支払いの特記事項
保険会社は、久留米市が負担する損害賠償額の決定に関して、久留米市議会の議決又は市長専決(以下「議決等」という)を必要とする損害賠償額の場合は、当該議決を経た後、保険金額を支払うこと。ただし損害賠償請求者の直接請求権を妨げるものではない。
- (7) 被保険車両の変更等
保険期間中途における車両の変更等については、久留米市が保険会社に異動報告書(仮称)により行う。車両の変更による保険料の追徴又は返戻が生じた場合は、久留米市と保険会社とが別途協議して定める。

(8) 契約の解除等

①久留米市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約を解除することができる。

ア 契約保険期間内に、本契約に定める義務を履行しないと明らかに認められるとき。

イ アに掲げる場合のほか、この特約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

②保険会社は、①の場合により久留米市に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(9) 暴力団排除条項

久留米市は保険会社が次のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により保険会社に損害あっても、久留米市は損害賠償の責めを負わない。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。（以下「暴対法」という。）第2条第2号の暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴対法第2条第6号の暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。以下同じ。）であるとき。

②暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

③役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画しているものを含む。以下同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。

④暴力団員等であることを知りながら、暴力団員等を雇用し、又は使用しているとき。

⑤暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。

⑥暴力団又は暴力団員等である事実を知らずに、前2号に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、解雇に係る手続や契約の解除など発注者が求めた是正措置を行わないとき。

⑦自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

⑧暴力団又は暴力団員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。

⑨役員等又は使用人が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員等を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。

⑩役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

⑪②から⑩までのいずれかに該当する者であることを知りながら、その者から諸機械、器具、道具、薬剤、物品等を購入し、又は再委託、下請契約その他の契約を締結したとき。

⑫②から⑩までのいずれかに該当する者であることを知らずに、その者との間で⑤に定める行為を行っていた場合であって、当該事実の判明後速やかに、契約の解除など久留米市が求めた是正措置を行わないとき。

2 久留米市は、久留米市が前項各号に該当する事由の有無を確認することを目的として保険会社に対し役員名簿等の提出を求めたときは、速やかに当該役員名簿等を提出しなければならない。

3 第1項の規定により契約が解除された場合においては、保険会社は、請負代金額の100分の10に相当する額を違約金として久留米市の指定する期間内に支払わなければならない。

4 第3項に規定する違約金の徴収は、保険会社に対する久留米市の損害賠償の請求を妨げない。

(10) 久留米市契約事務規則等の遵守

乙は、この本特約に定めるものの他、久留米市契約事務規則その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

(11) 特約事項運用上の協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合または本仕様書に定めない事項で必要な場合は、久留米市と保険会社が協議の上定めることとする